《短　信》

観智院本類聚名義抄の凡例と部首立てについて

山田健三

小稿は、観智院本類聚名義抄にみえる凡例記事の誤写の可能性を指摘し、それによって、凡例のより素直な解釈が可能になることの報告である。

名義抄の凡例にあたるものは、現在観智院本にしか存しないが、この凡例が名義抄解読に当たって重要な情報源の一つであることに間違いはない。その内、部首立てに関する有名な部分を引用すると次の通り。

立篇者源依玉篇。於次第取相似者置隣也。於字數少者集為雜部依類者決也。篇中聚字者私所為也。印字雖在人部依難求入一部。失字雖在手部依難知為大部等也。自餘字准可知。

言うところは明快で、篇立て（部首立て）のスタートは『玉篇』に依り、類似字形順の排列をした。そして、所属字数の少ないものは集めて雑部とし、部首への所属は私意による…、というところである。もっとも「立篇者源依玉篇」の文言は、「篇立ては玉篇に依り」というように「源」を無視した解釈がされることが多く、その場合は「韻分類ではなく、部首分類を採用した」というように苦しく解釈される場合があった。「源」と「於次第」とは対と見るべきである。

問題はその後の、「印字は人部であるが、それでは検索しにくいので、一部に収めた」という例示の箇所で、「印」が「人部」に配属されているという説明である。「印」字が「人部」に配置されるというのは奇妙である。文脈からすれば、ここは『玉篇』における「印」字の部首配属と見るのが自然であるが、『玉篇』人部に「印」は存在しない（「印」字は「印部」にある）。そのためか、中田'55では、

「印」字は、もとは「人」（亻）部にあるが、今は「一」部に入れるという。「印」の初画が「亻」に似るから、さように分類した字書もあったのであろう。しかし、そのような字書は知られていず、あるいは、名義抄の原型にそうあったのではないか。

とし、「印」字が人部に配属されている字書が存在した可能性を想定している。しかし、『玉篇』以外の字書や「名義抄の原型」を想定して、この箇所を読むことは困難である。「印字雖在人部…」という記述は、これがもし『玉篇』に関するものでないのならば、せめて一般的な部首配属の在り方と考えなくてはならない。「玉篇では印字を人部に置くが…」と読むか、「普通は印字を人部に置くが…」と読むかのどちらであろう。そして、「そのような字書は知られていない」ないのであるから、考えるべきは記事の信頼性である。管見では以後この件に関して触れたものを知らない。名義抄の部首排列に関する論文として有名な、酒井'65でも、

「相似たものを取りて隣に置く」という句は上の立篇云々を承けるとともに、下文の「印」字や「失」字の具体列で明らかなように…

とし、特に触れていない。その後の研究論文で、この凡例部分が引用される場合も、この件に関しての言及は特にないようである。

もう一度言うが、ここは『玉篇』の部首立てに関する批判と見るのが自然な文脈で、その線で解釈すべきと考える。

結論から言えば、この「印」字は、「弔」字の誤写と見るべきもの

であろう。観智院本に誤写が多いことは、岡田希雄氏の指摘以来有名である（岡田'23）。観智院本の字形は明らかに「印」字であるが、「印」字と「弔」字は、字形において紛れる可能性は低くない。「弔」字は『玉篇』では人部にある。『玉篇』で「弔」字が人部にあるのは多分に意味上の配慮があったと考えられるが、類似字形排列を標榜する名義抄の立場からすれば、「弔」を人部に求めるのは至難の業であるから、当然「一部」に収めなおすこととなる。

参考までに『玉篇』の抄録本である『篆隷万象名義』の該当部分を掲げておこう（図）。

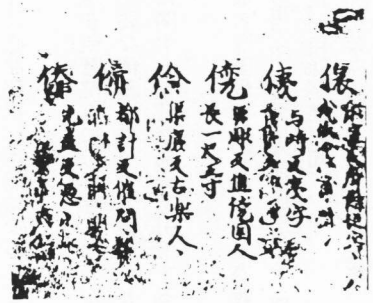

名義抄の凡例記事自体は、『玉篇』の部首立てからスタートし、さらにそれを「字形引き」が容易なように、批判・再編した部首立てを試みた、と素直に読むべきである。ただ、その凡例記事の言とは別に、『玉篇』の五四二の部首に対して、名義抄は雑部を含めてもわずか一二〇であるから、『玉篇』の部首のみを睨んで再編したとは考えにくい。これについては別に解釈すべきである。

ところで、「印」字を「弔」字の誤写と見る解釈は、管見では他に得られなかったが、その道の専門家には既に気づかれていることかも知れないし、また既に指摘のあることかも知れないが、少なくとも周知の事柄ではなさそうである。

引用文献

岡田希雄　'23　観智院本類聚名義抄攷（『類聚名義抄の研究』'44再録）

中田祝夫　'55　類聚名義抄使用者のために『類聚名義抄第弐巻（索引）』風間書房

酒井憲二　'65　類聚名義抄の字順と部首排列『本邦辞書史論叢』三省堂

——愛知学院大学講師——

（平成五年十月十二日　受理）